慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	東北農村に於ける年雇の労働形態
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.11 (1937. 11) ,p.1631(81)- 1676(126)
JaLC DOI	10.14991/001.19371101-0081
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19371101-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東北農村に於ける年雇の勞働形態

小池基之

一

我國の農業諸關係を分析するに當つて、所謂近畿型と東北型との對比が一般に行はれてゐる。近畿地方に於ては、農業は資本主義の農村侵入による分解をうけつゝも、この分解過程が資本主義的都市、工業との關聯に於て營まれ、土地所有の集中、集積が一方に於て經營の零細化と小作農の增加をもたらし、他方、高率の現物小作料、米價騰貴、東北地方其の他に比して相對的に有利であつた地租等を條件として貨幣財產を蓄積した地主は、資本主義の急速な發展に基く勞働力不足、勞賃の昂騰等によつて、寄生的性質を有するに至つたのに對し、東北地方に於ては、既に、自然的諸條件の劣惡性並びにより一層激しい隷農的社會的條件の爲めに、資本主義の侵入をうければうける丈一層生活資料の再生產は豫儀なく農村內部で營まれざるを得ず、又資本主義の農村侵入に對抗し得る丈自生的生產力の發達に乏しく、その爲めに、土地所有は地主的にのみ集中せられ、その結果零細化も必至的となるが、地主は寄生的性質をとるよりもむしろ隷農主的傾向をとるといふ傾向を示してゐる。このことは現在に於てすら從屬的な名子

制度及び刈分小作の殘存に、又名子雇、賦役、或ひは鍬頭によるこれ等賦役の監督、年雇、季節奉公人、日雇等の雇傭勞働者による名子主、地頭、大家其の他の地主的農耕を一定型としてあらはれてゐる。勿論最近の傾向としては大經營の急速な減少、二乃至三町未滿五反以上の小農經營の增加、五反以下の零細農耕の停滯、減少といふ傾向が見られる。耕作地主の純地主化の傾向は明治末年より大正の中期へかけて、資本主義上向期の現象としての米價昻騰、農村勞働力の不足等を原因として可成り顯著に行はれたものゝやうであるが、其後の一般的經濟條件の惡化、特に農業恐慌の激化は、純地主への轉化よりはむしろ經營規模の縮少といふ形となつて現はれてゐる。小經營の加增はこの落層に基くものが多くを占めてゐるであらう。特に東北地方に於ては資本主義的經濟發展の遲滯性の故に、農村人口は資本主義的大工業に吸收され得る條件をもたず、從つて耕地擴大の資力を有せざるまゝに僅少な瘠土に吸着し、日傭勞働（農耕、養蠶、炭燒、土木、植林等）、季節的出稼勞働（農耕養蠶等に於ける季節雇、漁業出稼其の他）等によつてその生計を補ふといふ形をとるところに五反以下の零細農耕の停滯性があり、又これ等が一面地主的農耕の爲めの必要な勞働力の重要な一部分を提供する。

これ等の所謂近畿型並びに東北型の分析に對してはその基底をなす土地所有關係についても、又夫々の經營形態、經營內容、並びにそれ等の發展形態等についても既に充分なる論究がなされたかの如くである。しかしながらこれ等の經營形態の性質規定の爲めの重要な基底をなす勞働形態の具體的な內容並びにその分析については特に、尙論ずべき多くの點を殘しておるやうに思はれる。

一般に我國農業に於ける賃勞働の發生は略ゝ元祿年間にまで遡り得るとなされてゐるやうである。即ち「賃勞働といふ事は彼の租傭調の傭稅や德川幕府の行つた人馬徵發（助鄕制度）と異なり、身分的な强制や義務ではなくて勞働力を販賣する事なのであるから一般に生產物の賣買が行はれ、可成り自給自足「經濟」が破壞されて居り一方の側に他人の勞働力を買ひ得る程（それが如何に慘めな値段に於てであらうとも）富裕な生產者が現はれてゐると同時に他方の側に勞働力を賣つて貨幣收入を得ねば暮して行けない貧乏人が生產されて居なければ生起する筈がないから」、「仕事を追つて放浪する勞働力が現はれたといふ事も貨幣の流通が可成りの發達を示すに至つた元祿以後の段階に照應する現象」と見られるからである(1)。即ち賃銀勞働の發生の前提條件は云ふまでもなく、商品、貨幣經濟乃至は商品生產の農村侵蝕、並びにそれに伴つて進展する高利貸資本の農村侵入と農民層の分化である。商品、貨幣經濟の農村侵蝕、並びにそれに伴つて生ずる、又は强制される農業に於ける商品生產の發達は農民の生活樣式を變化せしめたのみならず、貢租の重壓と相俟つて、高利貸資本の農村吸着、土地所有の集中、集積と共に、土地所有の喪失、自作農の自小作農乃至は純小作農化、或ひは純粹の、又は生計補充部分としての奉公人、日雇等への轉落をもたらすからである。既に封建社會解體過程に於て集中、集積された土地所有は一方小作に預けて寄生化する傾向と共に、これ等の賃勞働の發生に應じて地主手作の關係が可成り廣く行はれてゐたやうである。そして、これ等の賃勞働に關しては「之を農業生產に於ける賃勞働と見ることは出來ないが、人身隷屬の鎖の一環が貨幣經濟の滲透によつて斷ち切られたもの」(2)　として、又は「封建的な色彩を多分に帶びたものではあるが、賃銀勞

働の性質を或る程度までもつたもの」（3）として、云はゞ萠芽的賃銀勞働として考へられてゐるやうである。併し、かゝる資本の農村への侵入、農村の社會化の過程は決して單純ではない。この過程は資本に適合しない勞働形態及び勞働力の分解、改造の過程であり、「土地の附屬物」としての地位から自由な生産者への轉化の過程であるが、それは土地所有關係の分解及び改造の過程に照應して、その反面として行はれるのであり、資本の農村侵入による先行的土地所有關係は、國外及び國内市場形成、發達の諸條件と相俟つて、嚴密な意義に於ける工場制手工業が自生的に正常的な發展を示し、本格的な工場制手工業時代を形成しつゝ大工業へ自生的に發展する過程と正に照應して、農業部面に於ても工業部面に於けると一定の均衡と相互作用の下での發展が見られるかどうかによつて種々樣々な樣相、内容をもつてあらはれるからである。一般に封建社會の解體と共に、農業に於ける資本主義的諸關係の出發點となす典型的な形態の一つは自己の生産手段を以て自ら勞働する獨立自營農民であるが、自營農民から出發する代りに、封建的大土地所有が殘存し、それがそのまゝ資本家的農業經營に轉化する場合もあり、又大土地所有が純粹に寄生的性質を帶びてくる場合もあり、或ひは既存の資本家が資本家的借地農として登場することもある。何れにしても勞働の資本への形式的並びに實質的從屬の形態は樣々であり、これ等の從屬關係の内容によつてのみ賃勞働の性質は規定されてくる。

そこで、以下、かゝる農業勞働のうち特徴的な一形態である「年雇」を取り上げ、特にその東北地方に於ける勞働形態の具體的な内容を見てみやうと思ふのである。

（1）内ヶ崎虔二郎「本邦農業に於ける賃勞働の研究」（「農業經濟研究」第九卷第二號）七五―六頁、又享保六年頃の著田中丘隅の「民間省要」には「三十年以前までは田舍の下男上々吉の分一ヶ年三分位が給金の峠たりし。其次は二分内外にて抱へ、下女は機をも織り、糸をも引き、收納物を達者にして二分二朱位、扨は一分迄も抱へ、今は引替て男は上中によらず、今凡てのしきせしての上に一年に二兩より三兩迄、女もそれに準じぬ」とあり、又寶暦三年蘆東山「上書」には田畑一貫文（田六反歩畑四反歩）を耕作して年貫、上納其他差引十四貫二百八十文に對し、一家五人暮しで一人當四貫二百十文づつの費消として六貫五百十九文の不足となり、この爲めに賦賃、遊手、通り者等の夜歩夫傳馬等に雇はれて生計を補はなければならないやうになつて來たことが述べられてゐる。特に寶暦、天明、天保の飢饉等によつて農民の分化は著るしく進展した。

（2）同上七六頁。

（3）土屋喬雄「日本資本主義史論集」（昭和十二年五月）、二八頁。何故に萠芽的であるかは「この關係には未だ人身的隷屬が強く絡みついてゐることは勿論であるが、譜代奉公人に比すれば完全な隷屬ではなく、徂徠の云ふやうに「面倒」のより少い、より「サッパリ」した關係、或程度まで貨幣關係が人身的隷屬を斷ち切り、且つ慘めな價格と勞働條件ではあれ、身體其物でなく、勞働力が年季契約で賣られる關係を示してゐるからである」（三九頁）。

二

先づ年雇雇傭の基底をなす東北農村に於ける經營形態の特質について。

既に屢ゝ云はれてゐる如く、他の諸地方、特に近畿地方と對比された東北地方の農家の耕作面積は極めて大である。次表、耕作面積別農家戸數の割合はこの間の事情を如實に物語るものであらう。

耕作面積別農家戸數の割合

	總戸數	五反未滿	五反—一町	一町—二町	二町—三町	三町—五町	五町以上
全國	五、四四五、三二九戸	三四・九六%	三五・二四%	二二・五一%	五・五一%	一・五四%	〇・二四%
東北	六二八、〇三四	二六・六一	二七・一〇	二七・六六	一三・一五	四・七五	〇・七三
近畿	七〇五、一八四	四〇・八五	四〇・一三	一七・六〇	一・二四	〇・一六	〇・〇二

〔備考〕昭和十年版帝國農會編「農業年鑑」五一—五二頁より算出、資料出所は昭和七年度農事統計表。全國合計のうちには北海道は除かれてゐる。

勿論資本主義が農村に侵入し、農業を資本主義化するとしても、これは必ずしも經營規模の増大を伴ふものではなく、小生産者の存續し、増加する場合がある。しかし、一般に經營規模の大なることは、發達せる市場組織、運輸條件、高い購買力等の條件を伴ふ場合には、合理的經營への一前提となる。けれ共、大土地所有と零細土地所有への分化がこれ等の條件を伴はない場合には前述の如く再生産は農村内部に於てのみ行はれるから、農家の商品經濟への順應は徐々には見られるが、零細所有者、耕作者を低廉な勞働力の源泉として、低い勞働生産性の上に單純な經營内容をもつた粗放な農業組織が依然として營まれる。東北地方に於ける農業經營の單純な内容及び低い勞働生産性については二三の擧證によつても充分理解し得るところであらう。

今東北地方に於ける田畑面積の關係を見れば次の如くである。

	宮城縣	福島縣	岩手縣	青森縣	山形縣	秋田縣	東北平均	近畿平均	全國平均
田	六八%	五四%	四四%	五五%	七一%	八一%	六二%	七八%	五四%
畑	三二	四六	五六	四五	二九	一九	三八	二二	四六

〔備考〕昭和十年版帝國農會「農業年鑑」より算出。

即ち東北地方に於ては田の割合は全國平均に比較すれば大であるが、宮城縣大崎地方、北上川沿岸、津輕地方、秋田縣南地方、庄内地方等を除けば極めて僅かであり、岩手縣の如きは畑の占むる割合の方が大である。一般に米田の持つ意義は、稻作が中農層以下に於ける重要食糧たる麥、雜穀、馬鈴薯、甘藷等の栽培よりも商業的に有利なることに存する。又米作は、それよりも遙かに市場性も高く、且收益率も多い蔬菜、花卉、果樹等の栽培に比すれば栽培の爲めの金錢並びに勞力の支出が少く、價格變動のために蒙る損失も少い。（米作は年々の作柄の變動に相當の幅を見せるが、それは價格の騰落によつて略ゝ補なはれる。）ゝに東北地方に於ける麥、雜穀畑の米田への轉化の傾向と、之に對して近畿地方其の他の、麥作の純商業的栽培への轉化（特に上、中農層）の傾向の根據がある。

扨、東北地方に於ける米田は如何に利用されてゐるであらうか。今水田裏作反別及び水田利用度を見るに、東北地方の水田は殆んど一毛作であり、裏作の利用は東北以外の地方に於て四三・一%を示してゐるのに對して、東北地方に於ては福島縣の五・九%を最高に、平均二・二%を占めてゐるに過ぎない。殊に裏作作物のうちでは、他地方

に於ては、麥作が六一・二%を占めてゐるのに對して、東北地方に於ては綠肥作物が九一・三%を占めてゐる。勿論これ等の事情は先づ第一に東北地方に於ける自然的諸條件の劣惡性によるものであるが、その結果、水田利用度は、福島縣が一・〇三二に達してゐるのみで、他は總て一以下であり、東北地方平均は、〇・九七四に過ぎない。

水田裏作反別並びに水田利用度

	宮城縣	福島縣	岩手縣	青森縣	山形縣	秋田縣	東北合計	他地方合計
水田總面積	九四、四三二・七町	一〇三、七八二・七町	六〇、八六五・六町	七〇、六二四・一町	九九、二五五・五町	一二四、〇六八・四町	五四二、〇三〇・〇町	二、四四九、〇六四・四町
裏作面積	二、二四五・三	五、九二一・六	一、二五八・六	三・七	一、七九八・九	四〇・六	一二、二五八・七	一、〇二八、〇一三・一
內麥作面積	三九・三	七六〇・二	六一・三	—	一〇七・四	一三・七	九八〇・九	六二九、五三九・四
綠肥作面積	二、一〇六・〇	五、一五一・四	一、一九七・三	三・七	一、六九一・五	二七・九	一〇、二七七・八	三九八、四七三・七
水稻作付面積	九〇、四一〇・二	一〇〇、〇六八・八	五七、八九八・六	六七、五七二・二	九四、二六八・五	一〇六、六二一・一	五六、八三九・四	二、三八六、四七九・七
作付總反別	九二、六六五・五	一〇五、九八〇・四	五九、一五七・二	六七、五七五・九	九六、〇六七・四	一〇六、六五一・七	五二八、〇九八・一	三、四一四、四九二・八
利用度	〇・九八一	一・〇三一	〇・九七四	〇・九五七	〇・九六八	〇・九三五	〇・九七四	一・四二一
水稻作付面積に對する裏作面積の割合	二・五%	五・九%	二・二%	〇・一%	一・九%	〇・一%	二・二%	四二・一%

〔備考〕帝國農會調査、昭和三年乃至昭和七年五ヶ年平均。

畑の利用度についても同樣のことが云へやう。畑作物の主要部分は自家消費性の強い食用作物、大豆、稗、粟、蕎麥、大小麥等の雜穀並びに馬鈴薯、甘藷等で占められてゐる。一般に東北農民の多く、特に山村民はこれ等が常食なのであり、從つて、畑地が多いと云ふことは近畿其の他に於ける蔬菜、果樹、花卉等の園藝作物並びに工藝作物の純商業的作物栽培による商業的農業への適應性の趨勢を示すのと異つて、依然として自給的色彩の强い自然經濟的領域への停滯性を示すものなのである。勿論青森縣の苹果、秋田、山形の櫻桃、岩手、青森の甘藍、宮城の白菜、福島の葉煙草を初めとして、三戸地方一帶の如く、果樹、蔬菜等の商品化作物による多角形經營に進んでゐる地方も決してないわけではないが、大市場の遠隔、運輸機關の未發達と相俟つて、その比重は近畿其の他の地方に比較すれば極めて低いものと云はなければならない。

畑利用度

	宮城縣	福島縣	岩手縣	青森縣	山形縣	秋田縣	東北合計	他地方合計
畑總面積	四五、四一七・六町	八七、八二一・六町	七九、八五三・七町	五九、二〇三・四町	四一、〇五七・九町	二八、七〇〇・一町	三四二、一三三・三町	一、七二七、三八五・五町
園地總面積	一九、〇三一・六	四三、三七九・九	一三、〇七九・三	六、六五五・一	二五、四四二・一	五、四〇七・八	一一〇、九八五・八	六六九、二五九・四
割合	二四・九	四三・四	一〇・九	一一・〇	五〇・九	一六・四	二五・九	二八・七
畑作食用作物作付面積	四八、〇五二・四	四四、〇三二・二	九二、二一七・六	四五、八二八・四	一五、〇一七・四	一八、六四二・九	二六三、七九〇・九	一、二七九、一六四・六
割合	六二・九	四五・一	八二・九	七五・八	三〇・一	五六・四	六一・五	五五・〇
蔬菜花卉其他作付面積	九、二四七・七	一〇、八三〇・〇	六、七九九・五	七、九〇三・一	八、〇八八・六	八、九七三・六	五一、七〇二・五	三五一、一二三・三
割合	一一・九	一一・一	六・一	一三・一	一六・二	二七・一	一三・一	一五・一
綠肥作付面積	二三三・四	三八一・一	一四一・五	六九・二	一、四〇〇・九	五三・九	二、二八一・〇	二七、〇〇〇・一

割合	〇・三	〇・四	〇・一	〇・一	二・八	〇・一	〇・五	一・二			
總作付反別	七、四三・一	九七、六六・二	二二、三八・九	六〇、四五・八	四九、九四九・〇	三三、〇七八・二	四二八、七六〇・二	三、三六、五七・四			
利用度	一六七・九	一二・一	一三九・三	一〇二・一	一三一・七	一一五・三	一三五・二	一三七・五			

〔備考〕帝國農會調査、昭和三年乃至昭和七年五ヶ年平均。

以上の如き停滯的經營內容をもつ東北農業は、又當然のことゝして、極めて低い農業生產力によつて營まれてゐる。近畿地方に於ては平均反當玄米生產高二・六四四石、（全國平均二・五四六石）の生產に要する勞力支出は一九・五日（全國平均二一・二日）であるが、東北地方に於ては平均反當玄米生產高一・五〇七石に對し、勞力支出二二・七日を要してゐる。同樣のことは肥料支出についても云へる。そして、肥料については自給肥料の占むる割合が大であり、勞力關係については雇入勞力が特に大きな割合を占めてゐることに注意すべきである。これ等が年雇、季節

反當生產額と肥料、勞力

	肥料			自家勞力		雇入勞力		玄米生產額
	總計	自給肥料の占むる割合	購入肥料の占むる割合	日數	勞賃	日數	勞賃	
	圓	%	%	日	圓	日	圓	石
宮城	一〇・五一	五三・七	四六・三	一四・一	一二・〇一	一〇・一	九・二三	一・五一八
岩手	一三・一〇	五四・七	四五・三	一七・七	一一・四六	五・〇	三・四三	一・五七五
青森	一一・三五	五二・五	四七・五	一三・〇	九・一〇	八・三	六・〇六	一・三九七
秋田	一一・一四	七二・一	二七・九	一四・九	八・四七	一〇・四	六・六五	一・四四七
山形	一二・六六	五一・三	四八・七	一六・三	一三・二二	七・〇	五・八一	一・六三六
福島	一二・八五	三七・〇	六三・〇	一四・三	一〇・〇二	四・九	三・六二	一・四六九
東北平均	一一・九七	五三・三	四六・七	一五・一	五・八〇	七・六	五・八〇	一・五〇七
近畿平均	八・三三	三八・一	六一・九	一七・七	一・一五	一・八	一・一五	一・六四四
全國平均	一〇・〇七	四六・五	五三・五	一七・八	一・九五	三・四	一・九五	一・五四六

〔備考〕帝國農會「昭和八年度米生產費調査資料」。同會編「農業年鑑」昭和十年版、二七二—三頁及び二七六頁より作表。

雇、日雇等の雇傭勞働が使用せられる東北地方農業經營の基礎的な內容なのである。

では我國農業經營一般、特に東北地方農業經營に於て雇入勞働、特に「年雇」は如何なる地位を占むるであらうか。

三

今、帝國農會「農業經營調査書」によれば、經營規模による農業經營の勞力關係は次の如くである。

	大經營			中經營			小經營		
	東北	近畿	全國平均	東北	近畿	全國平均	東北	近畿	全國平均
耕地面積	一二五・〇一四反	三三・六二五反	二六・八一二反	二九・三〇六反	一七・八二七反	一四・三二一反	一六・〇〇九反		
農業從業者	九・八人	五・〇人	四・〇人	四・六人	三・四人	三・〇人	三・七人		

A 家族	四・六	四・四	三・五	四・一	三・三	三・〇	三・六				
B 常雇	五・二	〇・六	〇・五	〇・五	〇・一	—	〇・一				
	%	%	%	%	%	%	%				
農業從業者中家族の占むる割合	**四六・九**	八八・〇	八七・五	**八九・一**	九七・一	一〇〇・〇	**九七・三**				
農業從業者中常雇の占むる割合	**五三・一**	一二・〇	一二・五	**一〇・九**	二・九	—	**二・七**				
農業勞働日數	三一七三・五日	一二三一・七日	一〇二〇・三日	一一三八・九日	九一三・五日	七五一・一日	八九六・五日				
A 家族	八八六・五日	九二三・一日	八五六・九日	九四〇・二日	八〇四・二日	六七五・三日	八二一・八日				
其割合	**二七・九**%	七五・六%	八四・〇%	**八二・五**%	八八・〇%	八九・九%	**九一・七**%				
B 常雇	一四七四・三	一七一・四	一一七・八	一一九・六	四七・二	—	二六・三				
其割合	**四六・五**	一四・〇	一一・五	**一〇・五**	五・二		**二・九**				
C 臨時雇	七九九・五	九七・九	四一・五	六一・三	四六・二	六七・一	三七・五				
其割合	**二六・二**	八・〇	四・〇	**五・四**	五・一	八・九	**四・二**				
D 手傳人	一三・二	二九・三	四・一	一七・八	一五・九	八・七	一〇・九				
其割合	**〇・四**	二・四	〇・四	**一・六**	一・七	一・二	**一・二**				

〔備考〕數字は昭和七年度のもの、昭和十年二月帝國農會「農業經營調査書」より算出、作成。昭和七年度を採つたのは他の資料との關係に於てゝある。調査農家は耕作面積一〇町歩以上を大經營、一〇町歩未滿二町歩以上を中經營、二町歩未滿を小經營としてゐる。調査指定戸數は一四八戸、その中記帳中止其の他により結局採用せる戸數一四二戸であり、その内譯は大經營七戸（但しこゝに掲げた平均は青森一戸、宮城二戸、新潟、福岡夫々一戸計五戸の平均であり、他の二戸は北海道のものである爲め、特例として除かれてゐる）、中經營六二戸、（内東北區は青森一戸、岩手四戸、宮城一戸、秋田二戸、山形一戸、福島二戸、計一一戸の平均、近畿區は滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山夫々一戸計六戸の平均）、小經營七三戸、（内東北區は青森一戸、秋田、山形、福島夫々二戸計七戸の平均、近畿區は滋賀二戸、京都二戸、大阪二戸、兵庫三戸、奈良二戸、和歌山二戸、計一三戸の平均）である。

以上によつて見れば、大經營、中經營、小經營に於ける勞力關係の相違は專ら常雇（年雇）の雇傭に求められる。即ち農業從業者中、家族は夫々四・六人、四・一人、三・六人を占め、耕地面積の比較割合に比して極めて僅少なる差異を示してゐるに過ぎないのに對して、常雇は五・二人、〇・五人、〇・一人と耕地面積の增大に伴ひ常雇の增加となり、大經營に於ては農業從業勞働者中の五三・一％が常雇によつて占められてゐるからである。農業勞働日數によつて見るならば、小經營に於ては家族勞働がその殆んど大部分（九一・七％）を占めてゐるのに對し、中經營に於ては八二・五％、大經營に於ては二七・四％で耕作は專ら雇傭勞働によつて行はれてゐる。そして、雇傭勞働中に於て常雇、臨時雇、及び手傳人の占むる比重は夫々大經營に於ては六四・五％、三五・〇％・〇・五％、中經營に於ては六〇・二％、三〇・九％、八・九％、小經營に於ては三五・二％、五〇・二％、一四・六％で、大經營、中經營に於ては雇人中常雇が重要な地位を占め、小經營に於ては家族勞働の不足は農繁期等に於ける臨時雇並びに手傳人によつて補はれてゐるものと云へやう。尙農業從業者一人當耕地面積は大經營に於ては一町二反七畝一八歩、中經營に於ては六反七畝二一歩、小經營に於ては四反四畝一一歩であつて、耕地反當勞働日數は夫々二五・四日、三九・〇日、五六・

一日となるが、これは必ずしも農業勞働の集約化ではなくして、むしろ小經營に於ける勞働生産力の低位を示すものである。このことは農業勞働の補助手段としての役畜の利用狀態に於て最もよくあらはれてゐる。

	大經營	中經營	小經營
役畜數	四頭〇	一頭二	〇頭八
馬	三・六	〇・五	〇・三
牛	〇・四	〇・七	〇・五
役畜使役日數	三〇七・七日	四六・〇日	二三・五日
自給	三〇七・〇	四五・一	二一・七
借入	〇・七	〇・九	一・八

〔備考〕資料の出所同前、經營規模が小となるに從つて馬が牛に代る傾向をとつてゐる。（勿論これには地域的特質も顧慮さるべきである。）又借入の役畜が多くなる。

以上に於て、農業雇傭勞働中年雇（常雇）は所謂「大經營、中經營」程度の農家經營に於ては農業勞働の主要な構成分をなしてゐることが理解し得られるであらう。

年雇とは「一年以上の長期雇傭の意志を以て一定の契約により繼續的に雇傭せられ所定の賃銀を支拂はれるもの」を云ふのであつて、この契約期間は一ヶ年を普通とするが、稀には半ヶ年を一期とするものもある。今前記農家經營調査農家中十ヶ年調査繼續農家に就いて見るならば、年雇雇傭農家は四二戸中六戸乃至一二戸、即ち總戸數の一四％乃至二八％を占め、九ヶ年繼續農家に於ては一三戸中一戸乃至二戸、即ち七％乃至一五％、八ヶ年繼續農家に於ては一三戸中四戸乃至七戸、即ち三〇％乃至五三％、七ヶ年繼續農家に於ては七戸中一戸乃至三戸、即ち一四％乃至四三％、六ヶ年繼續農家に於ては一五戸中五戸乃至七戸、即ち三三％乃至四六％、五ヶ年繼續農家に於ては一〇戸中六戸、即ち六〇％を占めてゐる。又一農業經營に於ける年雇の數は一人が最も多く、二人、三人が之に次ぎ、全體を通じて五人の年雇を雇傭せる農家が二戸ある。又次表に於て明らかなる如く、年雇は家族勞働の補充として雇はれるものが多い點から、家族勞働力の增減其の他によつて、年雇の雇傭關係には浮動性が極めて多い。全期間年雇を雇傭せる戸數は十ヶ年調査農家に於て三戸、九ヶ年調査一戸、八ヶ年調査三戸、七ヶ年調査一戸、六ヶ年調査四戸、五ヶ年調査六戸である。

年雇の雇傭狀況

十ヶ年繼續農家〔A〕	大一三	大一四	大一五	昭二	昭三	昭四	昭五	昭六	昭七	昭八
雇傭戸數	六戸	七戸	七戸	八戸	一二戸	一〇戸	一一戸	一二戸	一二戸	一二戸
內廢止戸數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新雇傭戸數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雇傭戸數の總戸數に對する割合（％）	一四・三	一六・七	一六・七	一九・五	二八・六	二三・八	二六・二	二八・六	二八・六	二八・六
年雇數（別戸數）	一人（二人）	二人	二人	七人	一〇人	八人	九人	一〇人	一一人	一一人
特例（福岡L7）（青森L2）		五人	三人	八人	二人	四人	二人	二人	三人	四人
				三人	四人	四人	四人	四人	四人	四人

	雇傭戸數	内廢止戸數	新雇傭戸數	雇傭戸數の總戸數に對する割合(%)	年雇數 別戸數 一人	二人	三人	特例(宮城L1)
〔B〕九ヶ年繼續農家	二			一五・四	一	一	一	八人
	二			一五・四	一	一	一	七人
	二			一五・四	一	一	一	七人
〔C〕八ヶ年繼續農家	四			三〇・八	三	一		
	五			三八・五	四	一	一	
	五			三八・五	三	二	一	
	五			三八・五	三	二	一	
	六			四六・五	四	二	一	
	七			五三・八	六	一	一	
	六			四六・二	二	一	一	
〔D〕七ヶ年繼續農家	一			一四・三	一			
	二			二八・六	二			
	三			四二・九	三			
	三			四二・九	三			
	三			四二・九	三			
	三			四二・九	三			

	繼續農家	年雇數 別戸數 一人	二人	三人	四人	五人	特例(新潟L5)	雇傭戸數	内廢止戸數	新雇傭戸數	雇傭戸數の總戸數に對する割合(%)	年雇數 別戸數 一人	二人	三人	四人	五人	特例(山形L3)	雇傭戸數	内廢止戸數	新雇傭戸數	雇傭戸數の總戸數に對する割合(%)	年雇數 別戸數 一人	二人	三人
〔E〕六ヶ年繼續農家											三三・三										六〇・〇			
											四〇・〇										六〇・〇			
											四〇・〇										六〇・〇			
											四六・七										六〇・〇			
											四〇・〇										六〇・〇			
											四六・七										六〇・〇			
〔F〕五ヶ年繼續農家																								

〔備考〕帝國農會「農業經營の變遷に關する調査」（農業經營調査報告第二輯、昭和十一年三月）二八―九頁より作表。特例は大經營の故に除かれてゐるもので數字は當該經營に雇はれてゐる年雇人の數である。これ等を除けば、年雇雇傭農家の分布は

〔A〕山形(M6)福島(M3)大阪(M25)德島(M35)長崎(M79)埼玉(M9)福島(S5)福島(M53)東京(S14)千葉(S59)茨城(S83)香川(S76)德島(S67)佐賀(S77)宮崎(S86)

〔B〕栃木(M13)佐賀(S78)

〔C〕新潟(M63)新潟(M15)宮城(M42)佐賀(M40)愛媛(M37)茨城(M12)新潟(M64)山口(M72)

〔D〕兵庫(M28)靜岡(M19)三重(M23)岡山(M70)

〔E〕滋賀(S106)鳥取(M33)群馬(M58)岩手(M81)福岡(S76)埼玉(S17)大分(S84)埼玉(S16)兵庫(S53)大分(S83)

〔F〕鹿兒島(M45)奈良(M27)大分(M48)鹿兒島(S80)石川(M65)愛媛(S71)

である。（括弧内は調査番號、Lは大經營、Mは中經營、Sは小經營を表はす）

又年雇勞働日數の雇傭勞働日數中に占むる割合は、調査繼續期間及び各年度によつて區々であるが、大體四〇％前後から七〇％以上に及んで居り、一般に增加の傾向にある。然し、雇傭農家平均から見た一戸當り年雇勞働日數は三〇〇日前後から一、〇〇〇日以上にも及び、その增減は可成り不規則にあらはれてゐる。これは各年度に於ける年雇廢止戸數並びに新たに雇傭せる戸數の割合、及び年雇數の變化に基くものであるが、このことから、總戸數から見た年雇勞働日數の增加、及び雇傭勞働日數中に占むるその割合の增加の傾向は、一般に年雇が同一農業經營內に追加雇傭されるよりはむしろ、新たに年雇を雇傭せる農家の增加せることを示すものであらう(1)。

（1）前掲「農業經營の變遷に關する調査」二八頁、三六―三七頁。

（1）年雇勞働日數の雇傭總勞働日數に對する割合（％）

	大一三	大一四	大一五	昭二	昭三	昭四	昭五	昭六	昭七	昭八
A	四〇・五	四四・九	四四・五	三九・二	六〇・七	五六・九	五九・八	六五・五	六一・二	五一・七
B	四三・八	四八・四	四五・二	三六・〇	二七・七	三七・五	四〇・一	四六・二	四五・八	
C	四八・六	五八・九	五九・一	五八・三	六〇・一	六四・〇	六八・九	七四・七		
D	三九・五	四七・六	五五・〇	四七・七	六七・一	七〇・三	六八・四			
E	四六・五	五九・三	五五・五	五四・七	四四・四	四〇・三				
F	八四・七	八三・〇	七〇・六	六三・五	七三・六					

（2）一戸當年雇勞働日數（雇傭戸數平均）

		大一三	大一四	大一五	昭二	昭三	昭四	昭五	昭六	昭七	昭八
A	實數	日 三三三・六	日 三三四・五	日 三三三・一	日 二五二・二	日 三二・四	日 三四〇・一	日 三八・五	日 三三五・三	日 三三六・二	日 三〇一・八
	指數	一〇〇・〇	一〇〇・三	一〇一・六	七七・九	九七・五	一〇五・一	一〇一・五	一〇〇・五	一〇三・九	九三・三
B	實數	三五五・九	五〇七・六	四八一・〇	七五八・七	六八九・三	七五六・五	八八〇・六	一、〇三三・〇	一、〇一三・五	
	指數	一〇〇・〇	一四二・六	一三五・四	二二三・一	一九三・六	二二二・五	二四七・四	二九〇・二	二八四・七	
C	實數	二七一・七	三一〇・七	三三五・九	三四六・九	三七二・一	三七三・一	三六六・五	四四五・一		
	指數	一〇〇・〇	一二三・九	一九・五	一三七・二	一三七・一	一三六・八	一三四・四	一六三・二		
D	實數	八八五・二	五九五・七	五二三・四	五六七・九	八四一・七	九八〇・七	八五四・九			
	指數	一〇〇・〇	六七・三	五九・一	六四・一	九五・〇	一〇八・五	九六・五			

E	〔實數	四一三・九	五〇〇・五	四九一・三	四〇六・五	三九二・五	二五二・八
	指數〕	一〇〇・〇	一二〇・九	一二八・七	九八・二	九四・八	六五・九
F	〔實數	五三五・八	四八七・七	三九一・一	三三二・八	四〇七・九	
	指數〕	一〇〇・〇	九一・〇	六七・〇	六二・一	七六・一	

〔備考〕同上三七頁。

A・B・C・D・E・Fの符號は前に同じ。

四

年雇が所謂「大經營、中經營」の農業經營に於て農耕勞働の重要な構成分をなしてゐるといふことは、曩に特例として除外された大經營の分布が殆んど東北地方にあることゝ共に、年雇なる勞働形態は東北地方に於て可成り廣い分布が見られる勞働形態であるといふことが出來やう。以下に於て「年雇」勞働は具體的に如何なる形に於て行はれてゐるか、宮城縣遠田郡南鄉村の事例について見たいと思ふ。

南鄉村は宮城縣主要米作地帶たる所謂大崎耕土の最南端にあり、耕地二、九九四町一反一畝の中、水田は二、八二八町七反九畝、畑は一六五町三反二畝を占めてゐる。即ち當村の農業經營は水田單一農法であつて、副業としては年產十五、六萬貫の藁工品及び僅少の養蠶の外見るべきものは殆んどない(1)。しかも右耕地の中田九五五町七反二畝、畑一四町九反一畝は他町村人によつて所有されてゐる。（他町村に本村人の持つ耕地は田五六六町五反六畝、畑六三町七反九畝である）。元來南鄉村は東に鳴瀨川を境として鹿島臺村に接し、西北は名鰭沼を經て北上川支流江合川に通じ、唯東南のみ旭山の臺地を控へた平坦地であるので、灌漑水利には極めて便利であるけれ共、豪雨數日に亙る時は鳴瀨川の氾濫と共に、一方名鰭沼に注いだ溢水は東旭山脈に支へられ、耕地家屋は悉く冠水して數日間或ひは十數日間減水することがない。北上川出水の時でも江合川逆水し、名鰭沼に溢れ出ること同樣である。遠田郡一帶は現在でも沼池が多く、元來が谷地であつたので、極めて氾濫し易い狀態に置かれてあつた(2)と共に、これ等谷地の開墾と河川改修は既に元祿頃より問題となつてゐた(3)。又水路不完の爲めに人口移動も極めて大であつたと思はれる。これ等の開墾並びに河川改修を機として、他町村人による土地所有が行はれて來たものであらう(4)。

（1）南鄉村に於ける農產物數量及び價額を見れば次の如くである。（「南鄉村勢一覽」、昭和十二年調製）

	數量	價額
米	六〇、六六二石	一、五七七、二一二圓
麥	一、九一六石	一八、二六八
大豆	一、〇七二石	一七、一六八
食用農產物	—	九、五〇七
園藝農產物	—	三四、一二六
桑葉	五六、一四〇貫	七、二九八
繭	二、四三八貫	九、七〇二
果實	—	四、一六七
其他	—	一八

尙「養蠶ハ往年盛ンナリシモ河川改修工事ノ結果河前地ノ買收ニヨリ地目村ニ少ケナキ畑地ヲシテ二層狹隘ナラシメタ」

（南郷村農會「南郷村勢概要紹介之栗」昭和十二年、六丁）。又單一農法であるといふ點から稻作改良に重點を置き昭和十年より六ケ年の繼續事業として小字毎に村内代表土壤を求め之れが理化學試驗を縣立農事試驗所に依囑し、又村内篤農家に依託し、三要素試驗、肥料種類試驗、窒素適量試驗の三種類原地栽培を行つてゐる（同上五丁）。

（2）「我遠田郡今日の平地も二千年前には海底なりしが一方には河水の氾濫泥土の沈積によりて次第に其深さを減じて幾多の沼となり、沼は次第に淺くなりて其周圍に茅草を生じ、長年月を經るに從つて益々面積を減じ、終には全く其跡を絶ちしもの少からず。……今日尚殘存せる名鰭、蕪栗、鹿飼諸沼の如きも、之を往古のものに比すれば其の面積甚だ狹小」となつたものであり、「數百年前黑木肥前が志田郡師山と石森との間に田貝堤防を造らざりし以前は……降雨毎に玉造山地の水は、一瀉千里の勢を以て本郡に氾濫せしならん。是れ實に該堤防が今日に於ても如何に本郡に必要なるかを見ても知るを得べし。而して今日の江合川は四百年前大崎氏が初めて今日の形狀に堤防を築きしまでは、本郡には江合川なく、則ち當時江合川は源を玉造に發し、志田郡師山と下中目の境を走り、東流して鳴瀨川に合したりと云へば、西部地方の雨水は相集つて本郡に流入し百々沼下郡沼の水は低所に瀦流して諸所に沼を作りしならん。而して之等の沼は自然の水路に因て相連絡し、本郡到る處縱横に水の流通せしは想像するに難からず」（「遠田郡誌」二一頁）。

又現在南郷村は和多田、福ケ袋、練牛、大柳、木間塚、二郷等の部落に分れてゐるが「封内記」によれば二郷には湖沼多く、小長沼周匝四十二町、竿指沼周匝三十町餘、内沼周圍十八町餘、「恐らくは往時是等の江湖は鳴瀨川の右岸なる品井沼まで連なり渺々たる大江の狀を成しけん、世を經るまゝに疏通する所ありて、洪水減じ田土を生じ以て今日の形勢を致せしもの」であらう（同上一八頁）。

（3）前述の如く二郷下渦牛は大崎耕土の末位、最低窪地であるので、往年は水害頻繁であり、「元祿年間瀋の經營として鞍坪隧道開鑿、其他一軒屋敷筒、千代窪、落江、山根の三木竇ありしも其排水十分ならざりしを以て、天保三年潤涌谷藩主伊達義基の經營に依りて、青木澤の溝渠を開鑿したり。天保四年は恰も小飢饉なりしかば救濟事業として起工し、同六年竣工せりといふ。」「天保六年大凶作あり。依て其の他の排水事業に着手する能はず。殊に伊達義基歿せられてより封内疲弊し、遂に荒廢に歸せんとするに到りしが、明治十三年關係諸村馬場谷地村、和多田沼村、練牛村、大柳村、木間塚村、二郷村、桃生郡北村、大窪村、西福田村聯合水利組合會を開き、大に改修に努め、當時遠田郡長鈴木紀之進、桃生郡長奥田三十郎、工事監督者海上休也、松田常治等之を督董し、以て今日の耕土と化するに至れり。」（同上十九頁）

現在灌漑用水は主として鳴瀨川に求め、地域により和多田沼普通水利組合、上臼ケ筒水利組合、臼ケ筒普通水利組合、並びに排水を目的とする明治水門水害豫防組合がある。臼ケ筒樋管は明治二十二年十月起工、同年十二月竣功、明治二十六年及其後二回伏替工事、明治四十年十月石造改築、（農林省農務局「明治年間灌漑排水事業資料」昭和四年二月、三六頁）、明治水門は古來三軒屋敷には石堰を設け、常に一定量の水より增すときは自然にその上部より落水し、其側に石造樋門があつて溢水の非常に備へ、且つ逆流を防止せんが爲に木製水門の設備があつたが、明治十二年頃より江合川逆流による水門及樋門の破壞、溢水特に甚しく、明治二十二年の洪水に於て特にその被害を蒙ること大であつたので、遠田及桃生關係町村協議の上、之等樋門及石堰等に替ふるに堅牢なる水門を設けて其使用を完全ならしむることを企圖し、關係町村費五千六百四拾四圓六拾壹錢四厘、地方税補助參千六百七拾圓を費して、二十二年起工、翌二十三年竣功を見たものである（「遠田郡誌」九頁、「明治年間灌漑排水事業資料」二四頁）。元來名鰭沼は遠田郡にとつては江合川逆流による氾濫の源泉であると共に、桃生郡にとつては灌漑用水の源泉であり、兩郡各々其利害相反する立場にあるところから、本水門をめぐつて、天保二年及び明治二十五年より二十七年に亙つて、二回所謂「遠桃事件」なるものを惹き起してゐる。昭和九年明治水門組合水利統制を提唱し、同年二月石巻市、桃生郡、遠田郡、牡鹿郡の一市三郡用排水組合結成し、工費壹百五拾萬圓、七ケ年繼續事業として進捗中である。この工事完了による南郷村中下地の排水完備、土壤改良による自然收益の增大は大いに期待せられてゐる。

（4）地圖を見れば明らかであるが、本村の主要部落は鳴瀬川流域に沿ふて散在し、他町村民所有地は山添地帶に多い。

以上の如き諸事情は又土地所有關係に於て大土地所有と零細土地所有との間の懸隔を極めて大ならしめた(1)。今南郷村に於ける耕地所有關係を見るに次の如くであつて、本村農耕は前述の如く米田單一農耕であるので、米田の所有に就いて見れば、所有戶數中六五・四％は一町歩以下の所有者によつて占められてゐる。

	100町歩以上	50町歩以上	10町歩以上	5町歩以上	3町歩以上	1町歩以上	5反歩以上	1反歩以上	1反歩以下
田	五	一	三〇	三〇	三二	一一七	一一一	一八〇	五六
畑	—	—	一	四	四	三二	四九	二一二	一八七

〔備考〕「南郷村勢一覽」に據る。この戶數中には他町村人による所有も含まれてゐる。

從つて農耕は純粹の自作農によつて營まれるよりも、自作兼小作、乃至は純然たる小作農が農耕の主要主體となつてゐる。即ち本村農耕戶數一、〇五二戶中自作農は四一戶（三・九％）、自作兼小作三八五戶（三六・六％）、小作農六二六戶（五九・五％）である。又零細土地所有者の多いことゝ、小作乃至自小作が壓倒的多數を占めてゐることは、當然耕作地反別の零細化としてあらはれる。本村が谷地の開墾の上に開かれたものであることは前述の如く灌漑排水を農耕技術上先第一に留意すべきものたらしめたと同時に、これ等の諸條件に基く米田耕作の必至性、主として氣温的制約性による裏作の欠除、とるに足らざる程の副業收入等は、中流農家をして少くとも二町五反乃至三町の耕作面積を必要とするのであるが、他町村民によつて所有せられてゐる九七〇町六反三畝を除けば、耕作地反別平均約一町八反余となるにすぎない(2)。耕作反別による本村人戶數を見るならば、耕作地反別一町五反未滿のものは總戶數の四四・九％（二町未滿をも含めるならば五九・八％）に及んでゐる。即ち所有地の集中、集積は小作農の形態に於て貧農層を吸收すると共に、これ等の貧農層は又三町歩乃至四町歩程度の自作經營（三町五反以上を耕作せるもの一八・三％）に對して年雇、季節雇、日雇等の形で、恒常的又は農繁期に於ける季節的必要勞働力を提供してゐる。

耕作地反別による戶數

	五町歩以上	五町歩未滿	四・五町未滿	四・〇町未滿	三・五町未滿	三・〇町未滿	二・五町未滿	二・〇町未滿	一・五町未滿	一・〇町未滿	五反歩未滿
戶數	一四	一五	二八	四三	九三	九七	一三四	一五七	一五四	一六六	一五一
割合	一・三％	一・四％	二・七％	四・一％	八・八％	九・二％	一二・七％	一四・九％	一四・六％	一六・〇％	一四・三％

〔備考〕資料出所同上。

（1）本村に於ける以上の如き關係は又戶數割賦課の割合に於ても見ることが出來る。「南郷村報」第二號（昭和十一年十月一日發行）によれば、村稅特別稅戶數割十圓以上を納むるものは一五一戶（賦課總戶數は一、二八九戶）で一三、二四八・九〇圓（豫算對比八七％）を納付するのに對し、一圓以下を納むるもの四三一戶。即ち戶數對比三三％は一圓以下の戶數割を納入してゐるのである。（尙十圓未滿五圓以上一〇七戶、五圓未滿一圓以上六一〇戶）。一圓以下の戶數割納入者に對しては南郷村基本財産收入によつて維持されてゐる南郷村立診療院に於て無料診察の特典が與へられてゐる。

（2）元來南郷村は滿洲移民の村として有名であり、第三次移民に三名、第四次三名、第五次六六名、第六次先遣隊一名、外に少年移民一一名、計八四名の移民を送出してゐるが（昭和十二年六月、宮城縣社會課「滿洲移民送出市町村調」）、その根據はこゝに置かれてゐるのである。

遠田郡一帶は宮城縣の他の地方に比較して一般に農家耕作面積は大きい(1)。そして三町乃至四町歩程度の耕地所有者は多く手作を營み、大體に於てそれ以上のものが小作せしめてゐるやうである。その理由の第一に擧げらるべきは此の地方が谷地であり、水害が多く、從つて田畑（特に田）の賣買價格は低く、その爲めに小作料も他の地方に比べて甚だ安いことである。特に南郷村に於ては「土壤ヲ南北横線シ上、中、下ニ別テ上地ハ埴質壤土中地ハ腐植土下地ハ腐植土一部泥炭土ヨリナリ上地反當米二石四斗……三石中地反當米二石四斗……二石二斗下地ハ二石二斗……二石余ノ收穫アリ此ノ賃貸料（小作料）上地平均九斗五升、中地平均八斗、下地平均六斗五升」(2)となつてゐるが、之を昭和五年並びに昭和十年の宮城縣小作料調査に比較して見れば次の如くである。

		小作料		實收額		割合	
		昭和五年	昭和十年	昭和五年	昭和十年	昭和五年	昭和十年
縣平均	上	一、〇七石	一、一〇三石	二、二八〇石	二、四四六石	四七・一%	四五・〇%
	普	七九一七五	七九四五	一、九四三	二、〇五二	四七・二	四六・四
	下	〇一七	三九	一、五一一	一、五三五	四六・四	四八・一
遠田郡	上	一、〇〇〇	一、〇二七	二、四一九	二、二六三	四一・三	四五・四
	普	七八〇	七八六	二、〇五一	二、一九〇	四三・三	四三・九
	下	〇六〇	一〇七	一、六二九	一、八一八	四三・五	四三・五
南郷村	上	九斗五升		二石四斗	二石四斗	三一・七	三九・六
	中	八〇		二石二斗	二石二斗	三三・三	三六・四
	下	六五		二石二斗	二石二斗	二九・五	三二・五

〔備考〕宮城縣平均及び遠田郡の分は縣廳調査。南郷村の分は昭和十二年南郷村農會調査

(1)「郡農會當事者及郡内ノ農村事情ニ精通セル者十數名ノ集合ヲ求メ、協議ノ上査定」せる「宮城縣下ノ各種農家ノ田畑耕作面積概況調」によれば宮城縣一般の自作農家及び自小作農家の耕作面積は一町乃至三町五反、平均二町三、四反、小作農家は一町乃至二町、平均一町四反餘であるのに對して、遠田郡に於ては自作農及び自小作農三町五反乃至四町八反、小作農一町七反乃至二町三反が普通となつてゐるが、(伊藤悌藏「宮城縣ノ農業及農村事情ノ大勢並今後ノ農政ニ關スル考察」昭和二年刊、四八―五〇頁)、前掲南郷村の資料其の他より推して少しく過大に失すると思はれる。

(2) 前掲「南郷村勞概要紹介之栗」五丁。

この爲めに多くは小作にするよりも手作にする傾向が強い。これに必要な常備勞働は年雇、田植、刈取等の農繁期勞働は季節雇、日雇を以てするのが一般であるが、稀には全部日雇を以て充てるものもある。又、年雇の雇入丈について云へば、現在家内に勞働力提供者がない爲め自作は困難であるが、一度小作に立付ければ取戻すのは仲々困難であるので、ある時期まで持こたへる爲めに年雇を雇入れてゐるといふのもある。

南郷村では年雇は地元の者を初め、遠田郡内隣接町村、桃生郡、登米郡、栗原郡、志田郡等のものが多いが、岩手縣又は秋田縣等より出て來てゐるものもある。給料は四石（最高）乃至三石一斗、田一反歩「作りがらみ」が普通である。「作りがらみ」は田を年雇人に雇主の田と同樣の耕作方法で作らせ、作つた後を肥料代、種籾代等（之等は主人持）を差引き殘りを雇人の所得とする所謂「ほまち田」の慣行である。宮城縣「昭和五年小作慣行調査」によれば、この慣行は南郷村に於ては舊來より一般に行はれ、適齡前の家族又は隱居後の老人又は雇傭人に與へられるもので、一反歩乃至二反歩が普通である。雇傭人には年期奉公中のみ與へられ、「ほまち田」雇傭人と他の雇傭人

との間の賃銀の開きは一般にないと云ふことであるが、事實は後に述ぶるが如く「ほまち田」收入丈の開きがあると見るべきであらう。「ほまち田」作業は暇をみて行はれる。又「ほまち田」の小作料は普通小作料と同樣である。年雇となつて働きに出るものは所謂「叔父株」（二、三男）のものが多いので、一般に「ほまち田」は之を積立て、丁年頃になつて餘所へ働きに出る時等の資を作る基となると同時に、雇人を土地へ結びつける契機となる。土地へ結びつけるといふことは又半金乃至六分金を前貸しするといふ形によつても行はれる。

次に南郷村に於ける年雇經營の二三の事例を掲げて見やう。

一、渡部和内氏の事例

自作面積　三町二反

年雇二人、日雇延一〇〇人位

外に馬一頭、豚二頭

日雇の一部には貸家（二軒）の家賃として徵する一ヶ月二人乃至三人の雇を含んでゐる。

三町二反の内二反歩は雇人の「ほまち田」であり、この小作料七斗五升（一般小作料と同じ、一反歩收穫高は昭和十一年度二石四斗）。給料は年末舊暦十二月下旬の米相場の平均額を以て換算し、常雇人の給料は通例約一二〇圓位（外に「ほまち田」一反の收入）となる。休日は一週間目及び三朔日、正月三ヶ日、五節句、祭日。

日雇人の賃銀は六、七〇錢である。

二、小畑研一氏

自作面積　二町七反

年雇二人、日雇延一〇〇人位。

年雇給料は米で五石、雇入れの時一石五斗（前貸し）、盆に一石五斗、秋收穫の際二石を支拂ふ。雇人「ほまち田」はなし。外に手當として夏單物一枚、秋春に作業服が支給される。

三、安住耕藏氏

自作面積　田一町歩、畑三町歩（桑畑）。

之に對して年雇二人を雇ひ、給料は米で四石を支拂ふ。（この年雇は借金の抵當に雇はれたのであつて――一人は千五百圓、他は千二百圓――利子を徵收しない代りに「ほまち田」はない。）

日雇は借家人より徵收する。借家人は一〇人あるが、借家人は雇で家賃を支拂ふを原則とする。月三人、二人、一人五分等、平均二人五分、計二五〇人。

以上の事例中にも見らるゝ如く年雇奉公人は多く給料の前借りを受けるか、借金の抵當として雇はれる。前掲渡部氏の經營事例に於ける雇入の際の「農事働定約證」は次のやうな形で書かれてゐる。

農事働定約證

一金四拾五圓也　半ケ年働給金

但シ大正七年度ニ於テ働人夫壹百五拾人トス

女人夫モ混合ノコト

内前金貳拾五圓也　大正七年貳月九日借用

右働定約トシテ前金正ニ借用仕候儀實正也然ル上ハ不都合ナク定約人夫相働可申若シ不働等有之節ハ代人ニテモ相立テ決シテ御損耗相懸間敷申依而働定約證書一札如件

大正七年壹月　農事働人　小林利藏㊞

渡部喜傳治殿

農事働定約證

一金八拾圓也

但シ昭和五年舊十二月廿七日ヨリ昭和六年舊十二月廿七日迄

滿壹ケ年間貳百八拾人働キ給金トス

外ニ田壹反歩作リ穫リ（年貫差引）

前記給金ヲ以テ向フ壹ケ年間遲滯ナク相勤メ可申候若シ病氣災難ヲ除ク外不都合有之候節ハ身元保證人ニ於テ相當代人ヲ相立テ決シテ貴殿ヘ御損耗相懸申間敷依而爲後日連署ヲ以テ定約證一札如件

一金五圓也　但シ本日定約前金トシテ拜借ス

昭和五年舊十壹月三十日

桃生郡鷹來村小松原

農事働人　佐々木清志㊞

遠田郡南郷村木間塚

身元保證人　大久保重次郎㊞

渡部和内殿

農事働定約證

一金七拾圓也

但シ昭和十年舊十二月廿六日ヨリ同十一年舊十二月廿五日迄

參百人農事相働給金也

内金參拾五圓也　本日前金拜借ス

右肩書給金ヲ以テ向フ壹ケ年間伜義雄相勤メ可爲致候然ル上ハ不働等無之樣拙者ニ於テ一切ヲ引受保證可致爲後日定約證一札如件

桃生郡中津山村高須賀

父佐藤源三㊞

昭和十年舊十二月二十五日

雇主　渡部和内殿

この契約は元來が一年限りのものであるが、年々契約が更改されて數年繼續するものもあり、前年の「働き」で前借金が返濟し得ず貸越として翌年へ繰越されてゐるものもある。契約は舊曆で行はれ多く舊十二月末乃至二月初の間に行はれてゐる。渡部家の「年中雇人日記帳」の中から、その一例を擧げれば、桃生郡野蒜村から雇はれてゐる某氏の「働き」は大正六年度貸越金參圓九拾錢となつて居り、翌七年一月、七年度分給金の前金として金參拾圓を借りてゐるが、その計算は次の如くである。

大正七年度新二月十四日ゟ壹月三十一日迄
一合働人夫貳百七拾三人也
欠日貳拾五人五歩有リ
壹ケ年ノ給金六拾圓也
外ニ壹反歩作リからニニシテ
使口計金六拾五圓參拾六錢
但シ働キ金ゟ貸附金差引キ
殘金五圓參拾六錢ノ不足
但シ翌年度ニ繰越ス

大正八年度は

大正七年度繰越
貸越金五圓參拾六錢
外ニ年貢米ノ不足貳升參合四勺アリ
大正八年度給金壹百伍拾圓トス
但シ大正七年舊正月ヨリ同年十二月迄ノ内ニ參百人働ク事

となつてゐるが、此の働き日數三百二人、十二月末日までの使口百九圓四拾壹錢に對して、正月二日に貳拾圓、三日に拾五圓と白米四升を支給されてゐる。

大正九年度

働給金壹百九拾圓也
外ニ田壹反歩仕付與ヘル事
但シ働人夫二百八拾人トス

年末仕譯

合働人夫貳百七拾壹人壹人前六十七錢八リ
此賃金百八拾參圓七拾四錢

使日金百四拾五圓也
差引餘金參拾八圓七拾四錢
外ニ田壹反歩
稻ノ刈高百拾八束也
米貳石〇五升也但シ一束ニ付一升七合四勺
内貢米六斗八升也
取リ上リ米ヨリ年貢米差引ク
殘米壹石參斗七升也
大正十年度
働給金九拾圓也
外ニ一反歩作リ取リ
之に對して
大正九年臘十二月二十四日ヨリ
同十年臘十二月二十四日マデ働計貳百八拾八人
金貸計金五拾六圓貳拾錢

外ニ十一年度田一反歩秋打賃トシテ金壹圓五拾錢申受ク
貸金計五拾七圓七拾錢
十年度給金九拾圓也
是ヨリ貸金差引殘參拾貳圓參拾錢
外ニホマツ田ノ殘米貳斗貳升引受
此金六圓六拾錢　石三〇圓ノ割
合計金參拾八圓九拾錢也
右悉皆勘定濟ミ
臘十二月二十五日
ほまつ田一反歩ノ調べ
壹反歩收穫米貳石壹升
内年貢米として六斗八升申受
殘米壹石四斗貳升　利益分
内壹石貳斗也　本人賣却　石三〇、ノ割
尙殘貳斗貳升ハ石三十圓ノ割ニテ金ニ直シ申受而シテ取前金ニ繰入勘定濟ミ

又昭和六年「働給金八拾圓、但シ一ヶ年中二百八十人ノコト、外ニ田二反歩作リ穫リ（年貢控除）」といふ條件で桃生郡鷹來村から雇はれて來てゐる某氏の計算は、

昭和六年度仕譯

一、働計二百七十三人但シ約束ヨリ七人ノ不足

此給金八拾圓トス　約束通リ

貸金五拾九圓拾錢

差引殘金貳拾九圓九拾錢也　外ニ慰勞金五圓相渡シ勘定ス

昭和六年舊十二月二十九日

昭和七年度仕譯

一、働計貳百七拾六人

此給金九拾圓也　但シ不足分四人ハ見込マズ

一、貸金五拾九圓五拾錢

差引殘金參拾圓五拾錢

右金本人ニ相渡シ勘定濟

舊正月元旦

となつてゐる。

（註）「使日」又は「貸金」は給料の前借りの外、時々小遣として給與された分、並びに、簡單な仕事着の類は仕着として支給されるが、それ以外の衣類、日用品調達の費用、その立替分等を含むものである。

以上に於て略々明らかである如く、年雇の給料は一年分の働き日數を日雇賃銀で換算したものを大體の標準に置いてゐるので、又實際の計算は多く事實上の働き日數を日雇賃銀で換算して、不足分を差引き（僅少の不足は見込まざる場合が多い）、又は働き增しをつけ加へてゐる。次の表は大正七年より昭和九年に至る年雇賃銀の高を表はすものである。

	給料	一ヶ年ノ働キ日數	給料	一ヶ年ノ働キ日數	給料	一ヶ年ノ働キ日數
大正七年	（A）六拾圓	（二七三人）	（B）四拾五圓（半ヶ年）	一五〇人	（D）玄米參石五斗、米ニテ參石、五斗ノ分ハ金ニ直シ石三七圓ノ割拾八圓五拾錢	三〇〇人
大正八年	（A）百五拾圓	三〇〇人	（C）百五拾圓	三〇〇人	（E）百六拾圓外ニ田一反歩仕付與ヘル事	二八〇人
大正九年	（A）百九拾圓	二八〇人	（C）百五拾圓	二八〇人		
大正十年	（A）九拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	（二八八人）	（F）玄米三石六斗金ニ直シ九〇圓	二八〇人		
大正十一年	（F）百參拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	三〇〇人				
大正十二年	（F）百參拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人				
	（B）百〇五圓但シ一人前七十五錢ノ割	一四〇人				

大正十三年	（G）百五拾七圓但シ常人ノ九分トス	二八〇人	（B）百二拾圓
大正十四年	（I）百參拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	三〇〇人	（B）一日八拾五錢ノ割ニテ一年間一五〇人働ク契約
大正十五年	（J）百四拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人	（B）一日八拾五錢ノ割ニテ一年間一五〇人ノ働キ
昭和二年	（K）百四拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人	（L）一日七拾五錢ニテ一年間一四〇人ノ働キ
昭和三年	（K）百四拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人	
昭和四年	（M）百四拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人	（N）百四拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ
昭和五年	（M）百貳拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	三〇〇人	（O）百貳拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ
昭和六年	（O）八拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人	（P）八拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ
昭和七年	（P）九拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人	（Q）六拾圓但シ働キ七分ト見做ス
昭和九年	（R）八拾圓外ニ田一反歩作リ穫リ	二八〇人	（S）百圓
			（H）百五拾圓

〔備考〕渡部家「年中雇人日記帳」

符號は各個人を表はす。從つて同一符號は同一人である。年働日數は契約日數であつて、括弧内は實際に働いた日數である。

年雇勞働の不足は日雇によつて補はれることは前に述べたが、働賃壹日八拾五錢とし、毎月六人づつ働く契約が大正十四年、十五年及び昭和二年に夫々一つ、日給四拾錢で年六分以上の日數を働く契約が昭和二年に一つある。表によれば日給計算のものと年給計算のものとの間に開きがあるものが見られるが、この差は「ほまち田」の收入が顧慮されてゐるものと考へるべきであらう。年雇の勞働日數は一四〇日乃至三〇〇日位で、二八〇日前後が普通と考へられるが、今前掲桃生郡鷹來村某氏の昭和七年度に於ける勞働内容を見れば次の如くである。

	働キ日	休日	勞働内容
昭和七年	雚一月 二十日	元日ヨリ三日迄、七日、九日、十一日、十五、十六日、二十一日、二十五日	俵あみ（三）、棧俵あみ、細なゐ、堆肥葉切り、割木片付、堆肥拵へ、山入れ、種子俵あみ（二）、山稼ぎ、俵あみ、莚織り（二）、山切り（三）、莚織り、他所へ手傳、物置小屋移轉跡片付け、山切り（二）、堆肥切返し、俵あみ（二）、山切り（三）、背中あて拵へ、馬耕荷鞍拵へ、山切り（十六日終り）、薪負出し（五日間、二十一日終る）、薪運搬、割木片付、杉植ゑ、竹柄片付、苗代水かけ並草取、麥に土かけ並草取、苗代畦かけ、引臼小屋土盛り。
同	雚二月 二十五日	一日、三日、八日、十二日、二十二日	畑堀り、苗代切返し、一番代、馬耕かけ、かきゆゐ（三）、苗代二番代かき並かきゆゐ、かきゆゐ、肥しまき、苗代ならし並種子洗ひ、種子まき（朝）肥しまき（二）、午蒔まき、厩肥出し畑堀り、屋敷片付け、肥し脊込み（二）、麥に土かけ、豆粕碎き、田に土入れ（二）、田打ち、石灰窒素ふり。
同	雚三月 二十三日	三日、五日、六日、十四日、二十二日、二十六、二十七日	鯉池に出人夫、田の堀かけ直し（二）、上郡へ竹買ひ、田打、苗代にアンモニヤふり、なぎなた廻し、豆粕くだき、金肥ふり、沖小堀浚ひ、切返し（三）馬靴造り、灰入れ、畑仕事、麥さくり（二）、代かき（六）。
同	雚四月 二十四日	二日、三日、八日、十七日、二十四日	

同	舊五月	二十六日	四日午後、六日午後、十日、十六日、二十二日
同	舊六月	十九日	一日、五日、十五日、二十二日、二十四日—三十日
同	舊七月	十八日	一日—四日、七日、十四、十五、十六日、十八日、二十日、二十六日、三十日
同	舊八月	二十四日	一日、四日、十日、十五日、二十三日、二十七日
同	舊九月	二十三日	五日、十日、十九日、二十二日、二十五日、二十七日
同	舊十月	二十四日	四日、九日、十三日、十八日、二十六日、二十七日

田植、一日より六日まで、六日午前中終る、但し四日午後雨天の爲め休）よいなし（三、右田植に對する結の返却、三軒へ一日宛）、道路改修に馬車、植直し、堰揚出人夫、苗代畦かけ、苗代豆植る、二毛作田植、苗代底土とり、除草機（四）、一番除草（五）、桑畑ほり、籾引き、籾引き跡片付田草取り二番。

田草とり並麥あげ、麥打ち、小堀藻刈り（八日二番除草終る）苗代堀一番田草（十日より十四日まで、十四日三番終る）、豆さくり（十六日）、十七日より四番田草、二十一日終る、苗代二番堀、田草五番。

山毛とり、苗代ほり田のよせ刈、白菜まき田のよせ刈、麥つき（四）、畦草とり、大根畑さくり、ポプラの枝下し及大根すかし、苗代ほり四番及よせ刈（二）兎箱拵へ、ヘラ菜まき、涌谷へセメント買、軒下コンクリート練り、豆畑さくり、たれ袴拵へ。

庭先コンクリート練り、川砂利とり、白菜移植、沖小堀浚ひ上郡へ乾草受取、柴雲英蒔、屋敷畑ほり、山毛みの作り（五）、稗ぬき（二）畑仕事、胡桃落し及大根畑仕事、籾引、川前稗及屋敷畑ほり、鹿島臺へ米運搬、稻刈前拵へ、引臼小屋の棟拵へ下まり、俵あみ、苗代稻刈。

兩便所肥料くみ出し、藁取り、三日より稻刈初十六日終る、（内五日及十日休）植木職跡片付、新米搗き、畑豆ひき、麥畑ほり、苗代二毛作耕し、麥まき、生垣ハサミ及桑畑ほり、穗荷玉とり（二）。

穗荷玉とり（二）、稻あげ（三）、稻扱き、稻扱き跡片付及苗代霜打ち、秋打ち（三）、稻揚げ、秋打ち、稻あげ（二）、（二）、大根ひき、豆打ち、籾引き、米つき、稻あげ（二）、二十三日終り）、屋内片付、振舞準備二十六日御祝儀あり、二十七、八日跡片付け）非戸周圍敷石手傳、秋打ち。

同　舊十一月　二十五日　二日、九日、十五日、二十四日

秋打ち、白菜つみ、午蒡ほり、午蒡、長芋片付、稻扱き、萱刈（七日より十二日迄五日、内九日休）籾引、米片付及麥に土かけ、いちこ拵へ（二）、稻扱（二）、桑畑ほり、稻扱（二）、麥に肥しかけ、稻扱き（三）、木炭買ひ。

同　舊十二月　二十五日　一日、六日（新一月元日）十一日、十八日、二十三日

稻扱き、籾引、俵あみ（二）、米調整直し、糯稻扱き（三）及精米、稻扱き（二）籾引き及精白、庭木に肥料かけ、稻扱き、精米、稻扱（四）、すゝはき、稻扱（三）、餅つき、堆肥積、肥料くみ。

計　二百七拾六日

〔備考〕暦は舊暦を用ひてゐる。下段勞働内容は仕事の順を追ふて記載、從つて一つの項目は一日の仕事を示し、仕事の下括弧内の數字は連續せる日數をあらはす。

五

以上渡部家の「年中雇人日記帳」を中心として、年雇の勞働内容を稍詳細に紹介した。一般に年雇勞働は大體に於て以上のやうな形で行はれてゐるものと考へられる。

前述の如く東北地方に於ては、此の地方に於ける資本主義的發展の後進性に基いて、封建的農業關係が多分に殘存せしめられ、土地の生産力の低度な發達と共に地主手作の形態が一般に存續せしめられたのであつたが、明治末期大正初期にかけてかゝる地主手作の純地主化が顯著にあらはれて來てゐるやうである。例へば舊南部領に於ては「近時名子雇ノ減少、勞働賃銀ノ昂騰ノ爲地主ト稱セラルル程ノ土地所有者ニシテ相當面積ノ手作ヲナスモノ極メテ稀ナルニ至レリト雖、明治ノ末期頃迄ハ各地主ハ何レモ二—三町歩ヨリ多キハ七—八町歩ノ田畑ヲ自作シ、……

從ツテ勞力ニ就キテモ餘裕」があつたのであるが(1)、「明治中葉以來舊南部領ニ於テモ地主小作人間ノ封建的主從關係漸次稀薄トナリ、名子雇、小作雇ノ如キガ急激ニ減少シ、地主ガ從來ノ自作地ノ經營ヲ繼續センガ爲ニハ主トシテ雇傭勞力ニ依ル外ナキニ至レリ。然ルニ雇傭勞働賃銀ハ明治中葉以來急激ニ騰貴シ、雇傭勞力ヲ以テスル農業經營ハ收支相償ハザルニ至リシ以テ、從來大面積ノ手作ヲナシタル地主モ漸次自作ヲ廢スルニ至」つた(2)。又秋田縣に於ても十町前後の耕作をなすものは珍らしくなかつたが、農村勞働者は北海道出稼等の爲め、明治末期より漸次不足となつて居り、又其の賃銀も騰貴して、「畢竟農家ノ疲弊シタルト、中等以上ノ農家ガ、鍬頭ヲ置キ、年給下人ヲ使役シテ、自ラ勞働セザル結果、收穫ヲ減少セルニ依リ、小作ヲ成サシムルモノ、漸次多キヲ加ヘタル結果」(3) 大正元年頃は之と反對の趨勢を示すに至つた。一般に明治の末期から大正の初期にかけて資本主義上向期に伴ふ農村勞働力の不足が問題とされてゐるやうであるが、既に見た如く、各地開墾に伴ふ低位の自然的生産力と相俟つて比較的低率の小作料の維持は此の地方(遠田郡一帶)に地主的經營を可成りに普及せしめてゐた。尤も宮城縣に於ても、前掲伊藤悌藏氏の報告書（大正十五年調査）によれば 北海道出稼(比較的仙北地方に多し)其他によつて「二男以下ノ青年カ農村ヲ離レ、職ヲ他ニ求ムルハ農村勞力ノ不足ヲ來シ、農業經營上不利少ナカラス」(4)、殊に宮城縣に於ては耕地三町歩以上を自營する農家の數は頗る多く、五町歩以上を耕作する農家も相當多數であるので、年雇勞働者は宮城縣の農業經營上極めて重要なる關係にあるのであるが、「年雇勞働者ハ好ンデ之ニ應ズルモノ漸次減少スルノ狀況」(5) となつてゐる。その爲めに年雇乃至季節勞働者の生活狀態の改善と共に、「勞銀ノ昂騰ニ伴ヒ、農業經濟上不利益ヲ來サザル範圍ニ於テ、人力ヲ節約シ、生産費ノ低減ヲ圖ル」の必要、並びに「畜力利用ノ普及及改善」といふ方向に於て、農業經營の合理化が唱導されてゐる(6)のであるが、南郷村に於ても、最近十年位前より次第に年雇を減じて小作に之を移す傾向が强くなつて來てゐる。之は一に前述の如く雇傭賃銀の騰貴と共に、年雇々入れによる家内勞働の繁雜と、近代の農業生産技術の進歩に基く年雇勞働能率の低下に基くものゝやうで、此の地方では常人は田植、除草、其他一般稻作勞働は何事も一反歩を標準とされてゐたが、この爲めに例へば除草等に於ては一日半ばにして規定の作業を終へ(稻株の分蘖による雜草發育の阻止及び除草機の使用)、他方肥料其の他一般的稻作技術の發達による米田生産力の增大は收穫、調整、稾整理(繩なひ、俵あみ等)等に多くの勞働力を必要とするやうになつて來てゐる。

(1) 農林省農務局「本邦ニ於ケル刈分小作」昭和九年三月、一一九頁。
(2) 同上、一二二頁
(3) 「秋田縣史」第六冊一一九頁。
(4) 伊藤悌藏「宮城縣ノ農業及農村事情ノ大勢竝今後ノ農政ニ關スル考察」一五五頁。
(5) 同上一五九頁。
(6) 同上四八〇―三頁、五五三頁。

かくの如く年雇勞働の減少は一般的傾向として指摘されるのであるが、特に東北地方の年雇勞働のうちには家屋

敷、僅少の田地を貰つて分家をする慣行の殘つてゐるところがある。岩手縣岩手郡大更村工藤家では「同家ニ長ク下男トシテ奉公シタルモノヲ分家トシテ家屋敷及若干ノ田畑ヲ分チ與ヘ」て「かまど」と云つてゐるが、「かまど」として分家せしむるものは下男の中から選擇して契約するので「大抵十七、八歳ヨリ雇入レタル下男ヲ二十一、二歳頃ニ分家契約ヲナシ、ソノ後ハ給料ヲ支拂ハズ、只「ぼつた」ト稱シ田一人打（一人役トモ稱シ約八畝歩）ノ土地ヲ定メソノ收穫ノ全部ヲ小遣トシテ支給ス」る（1）。又同縣九戸郡晴山村の古里家では「かまど」は地頭の農作番頭を勤め、地頭より分家したもの又はその子孫を云ふのであつて、「地頭ガ普通ノ作男トシテ雇ヒ入レタルモノノ中ニテ適當ト認ムルモノニ交渉シ將來「かまど」トナル事ヲ契約」する。「かまど」は「山先」を十年程勤めた後「かまど」として分家される。そして「山先」の下に五、六人の下男下女を置いたが、明治四十四、五年頃一ヶ年男二十圓、女十圓位であつた給料が、大正六、七年頃には男二百圓、女百二、三十圓位となり到底收支償はなくなつて自作を漸次縮少してゐる（2）。福島縣安達郡新殿村西新殿安齋家では現在「山おとな」三人ゐるが、これは長年雇入れてゐたものを家（三間に六間位）、宅地（六、七坪）、田畑（五、六反）をつけて分家させたのであるが、現在では雇人は多く餘所へ出稼に出るものが多く、分家を條件とせず、男上半期六十五圓（八十八夜より二百十日）下半期四十圓（二百十日後八十八夜前）、女上半期五十五圓、下半期三十五圓（昭和十二年度新殿村農會協定勞働賃銀）で雇入れてゐる（3）。又秋田縣鹿角郡柴平村兒玉家では、「同家の奉公人（作男（カリゴ））は數ヘ年四十一になると分家されて家子となるが、奉公人は大體贈代的で分家される時その二、三男のうち一人を本家へ殘して行く」。勿論家子は本家に對して從屬的な關係に立ち、種々の義務を負ひ、代償を提供せねばならないが（4）、「カリ子」は北秋田郡米内澤町では、主家に寢起きし、食事を給され、一年給米四石位を支給される年雇を云ふので、契約は一ヶ年更新であるが數年勤めて分家せられる者もある（5）。同郡前田村でも年雇を「カル子」、「若勢（ワカゼイ）」と云ひこれには「ぼつた田」がついてゐる（6）。尤もかゝる形態の殘存せる所は資本勢力の容易に及ばない、東北地方でも山間部であり、又出稼等の機會の增大と共に漸次消滅しつゝあるものである。勿論前掲の「年雇」がかゝるものから直接轉化したものであるとは云へないが、これ等は少くともその原型をなすものではないであらうか。「ぼまち田」に對する慣行の如きはかゝる關係の殘存を暗示し得るものとして見得るのではないかと思ふのである。

（1）農林省農務局「奮南部領ニ於ケル名子及之ニ類似ノ制度」昭和十一年一月、二二頁。傍點筆者。契約後分家する迄の年限は一定しないが十年乃至二十年（十四・五年が普通）である。分家の際には普通家一棟、田四反八畝位、畑八反位、山林三畝位、馬一頭を與へられ、一ヶ年十四・五人の勞力を提供する。

（2）同上、三四頁、三六頁。「かまど」となることを契約した後も給料は他の雇人と同樣に支拂はれるが、二十二、三歳になれば配偶者を求め、結婚後は給料は他のものより著しく安くなる（年百圓位）が一切の生活は保證される。先住「山先」が主家より分家せられて獨立し「かまど」となると共に、「山先」となる。「山先」は地頭の農事一切の切盛りをするが時に給料の增加はない。唯畑約一人役を場所を定めて收穫物鍬先の小遣とする。「山先」を勤むること十年餘り年齡四十二、三歳になれば家（畳葺三十坪位）、屋敷百五十坪乃至三百坪位）。田一反歩位、畑八反歩位を貸與せられ、分家して「かまど」となる。之に對して二十人の雇を提供する。

（3）安齋家に於ける調査による。この小作料は平均二俵、畑坪二錢―二錢。家宅地の貸賃年五圓位。之に對しては雇を以て代へることが出來る。朝飯前草刈一背拾錢、其の他の働きに對しては役場の協定値段（十二年度八十八夜より二百十日迄男七五錢、女六五錢、二百十日後八十八夜迄男五〇錢女四〇錢食事備主持）で換算する。

（4）木下彰「鹿角地方に於ける家子及び作り子制度」（「農業經濟研究」第十三卷第二號、（昭和十二年四月）所載）參照。

（5）（6）米内澤町助役及び前田村々長談。

附記　本稿執筆中屢々健康を害し、現象の叙述のみに止まり充分なる分析を爲し得なかつたことを遺憾とする。他日稿を改めて補ひ度い。

――一九三七・一〇・一九――

獨逸官版郵便史

Deutsche Postgeschichte.

三井高陽

郵便史の研究の最も古くより行はれたるは獨逸であり、就中バイエル及びプロイセンに於ては、幾多の不朽の研究が公にせられた。プロイセンにはステファン驛遞總長の名著「普魯西郵便史」が既に一八五九年に刊行せられたが、これより前に個別的の研究の公にせられたるものもあるが、ステファンの著作に於て初めて系統的な著作を見るに至つた。然してステファンの名著は其後幾多の郵便史家に依つて引用せられ、プロイセンのみならず、獨逸郵便史研究の基本たるの價値は、一九二七年以來、社會民主黨治下の獨逸遞信當局に依り、改補增訂が企てられた事によつても認めらるゝ。改修本はステファンの原本に對し、別個の資料を以て增補したもので遞信省考證官ザウター氏の勞作によつて完成し、今日ではステファン――ザウターの普魯西郵便史と名附けらるゝに至つたが、獨逸遞信當局は右を普魯西に止らず、順次各邦に及ぼす計畫で、既にザウター版は「獨逸郵便史第一部普魯西」と標題し、又普魯西完了後は「北獨逸郵便同盟」部を單行本で刊行した。

此の如き著作の刊行は營利を目的とする書肆の單獨刊行に俟つ事は不可能であり、又一時に膨大なる書冊の印行